

地医第 324 号の 3
令和 4 年 8 月 10 日

新潟県医師会長 様
新潟県歯科医師会長 様
郡市医師会長 様
新潟県助産師会長 様

新潟県福祉保健部地域医療政策課長

令和 4 年度院内感染対策講習会について（通知）

このことについて、別紙のとおり厚生労働省医政局長から通知がありました。
新潟県歯科医師会、郡市医師会及び新潟県助産所会におかれましては、下記のとおり貴
会会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 開催される講習会

		申込の有無	R3 講習会と の比較	受講料
講習会②	地域の医療連携体制が求められる 病院、診療所、助産所等向け	必要（直接申 込）	講習会③に 相当	1,000 円 （税込）
講習会④	新型コロナウイルス感染症に関 する特別講習会	不要（ホームペ ージで受講）	講習会④に 相当	無料

2 講習会②の受講方法

以下の URL から申込手続きを行ってください。（県への申込は不要です。）

<https://innaikansen2022.com/cooperate/>

3 講習会④の受講方法

厚生労働省ホームページに掲載されます。

院内感染対策講習会（厚生労働省ホームページ 院内感染対策について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21747.html



【担当】医療指導係 阿部
電話：025-280-5184

医政発0802第8号
令和4年8月2日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和4年度院内感染対策講習会について (依頼)

院内感染対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

今般、院内感染対策の一環として、医療従事者を対象に、院内感染対策について理解を深めることを目的とした講習会を別添「令和4年度院内感染対策講習会実施要領」により実施することとしたので通知します。

貴職におかれましては、別添の実施要領に基づき、各医療機関及び関係機関に本講習会の趣旨を周知するとともに、受講希望者の推薦について、各医療機関の受講申込書を取りまとめの上、下記の通り提出をお願いします。

なお、厚生労働省所管の国立ハンセン病療養所に対しては貴職より周知いただく必要はありません。

記

1. 推薦対象：講習会①の受講希望者
※講習会②・③・④は、推薦の必要はありません。
2. 提出内容：別紙1、別紙3-1、別紙3-2
3. 提出期限：令和4年9月2日（金）
4. 提出方法：電子メール（別紙3-1、別紙3-2）

提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

院内感染対策講習会担当

住所：東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4480）

E-mail: innai-kansen@mhlw.go.jp

令和4年度院内感染対策講習会実施要領

<講習会の目的について>

- 近年、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染が発生している他、医療技術の高度化に伴い感染症に対する抵抗力が比較的低い患者が増加しています。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の院内感染事例が多数報告されたところです。
- 本講習会は、こうした状況の中、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者へ伝達することで、院内感染対策の更なる徹底を図ることを目的として実施するものです。

<講習会の対象者及び内容について>

- 本講習会は、対象者が担う役割等に応じて、次の①～④に区分して実施します。

区分	対象者	備考
講習会①	院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師であって、 <u>院内感染対策について指導的立場を担う者として当該施設長の推薦する者。</u>	令和3年度の講習会①・②に相当
講習会②	地域の医療連携体制が求められる病院、診療所（有床、無床の別を問わない）又は助産所等に勤務する者。	令和3年度の講習会③に相当
講習会③	院内感染対策等の業務を実施する行政機関（特に保健所）の職員。	（新規）※
講習会④	医療機関等に勤務するすべての医療従事者。 （新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会）	令和3年度の講習会④に相当

※講習会③の詳細については、別途連絡する予定です。

- 本講習会は、集合研修ではなく、オンデマンド形式の動画配信によるオンライン研修（①・②はeラーニングシステム、③・④はYouTube）として実施します。
- 各講習会の配信開始時期については、随時ご案内します。
- 令和4年度の推薦対象は、講習会①のみとなります。

配信予定：令和4年9月頃～（厚生労働省 YouTube）

講義内容（予定）：

- (1) 平時からの医療機関との連携体制の構築
- (2) 医療機関におけるアウトブレイクの発生時に必要な支援
- (3) 保健所に求められる AMR 対策における医療機関への支援

○講習会④（新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会）

※ 医療機関等に勤務するすべての医療従事者への新型コロナウイルス感染症に関する情報の伝達を目的とした講習会

配信予定：令和4年9月頃～（厚生労働省 YouTube）

講義内容（予定）：

- (1) COVID-19 の臨床像、画像、経過
- (2) 感染対策
 - ・ COVID-19 の環境整備・個人防護具の適正使用
 - ・ 環境消毒
 - ・ 発熱外来、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床・疑い患者を受け入れる病床における新型コロナウイルス感染症対策
 - ・ 非 COVID 病床/病院における感染対策
 - ・ 家族等の面会実施とその方法
 - ・ 院内感染発生時の初期対応
 - ・ 行政・保健所との連携
 - ・ 自宅療養に向けた生活指導
 - ・ 新型コロナワクチン

<講習会①の受講者の推薦及び決定について>

講習会①については、都道府県が、上記に定める対象者のうちから院内感染対策の推進に当たって効果の期待できる者を推薦者として選考し、厚生労働省医政局長に推薦するものとします。厚生労働省医政局長は、都道府県から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県に通知します。

<講習会①・②の受講者数について>

講習会① 2,000 人程度、講習会② 8,000 人程度を予定しています。

※ 講習会③・④については厚生労働省ホームページ上に掲載することから受講者数の制限はありません。

<実施者について>

- 本講習会は、厚生労働省委託事業として、「一般社団法人日本環境感染学会」が講義資料等を作成し、「株式会社リベルタス・コンサルティング」がeラーニングシステムを運営します。

<受講者推薦の事務手続に係る留意事項>

【対象施設への周知と受講者の推薦について】

- 本講習会の受講者の募集に際しては、都道府県内全ての対象となる医療機関へ周知を図ること（各都道府県から管内医療機関への周知の段階で、特定の施設に対象を限定することのないようにすること。）。
- 特に過去に本講習会の受講実績のない施設や小規模な施設に対して、積極的な参加が促されるよう周知を図ること。
- 厚生労働省所管の国立ハンセン病療養所の職員については、当省の担当課を通じて別途周知することとしており、各都道府県からの周知は必要ないことについて留意すること。
- 独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人地域医療機能推進機構の各病院の職員については、各都道府県の推薦枠による推薦を受けることとなっているので、周知の漏れ等が無いように留意すること。

【対象施設における選考について】

- 講習会①の対象となる各施設の長は、推薦者（以下「施設推薦者」という。）を決定し、所定の受講申込書（別紙1）により各都道府県に申請すること（職種別に様式が異なるため留意すること。）。
ただし、施設推薦者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する医師、歯科医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師であること。
 - ・ 施設内感染について指導的立場を担う者（又は指導的立場を担う予定の者）
 - ・ 院内感染対策委員会やインфекション・コントロール・チーム等の感染制御に関する施設内組織に所属する者（又は感染制御に関する施設内組織に所属する予定の者）

【各都道府県における選考について】

- 各都道府県においては、講習会①に関する施設推薦者を取りまとめ、都道府県推薦者として決定すること。
- 都道府県推薦者の決定に当たっては、以下に掲げる事項や各都道府県の実情等を十分に考慮すること。
 - ・ 昨年度までに受講実績のない施設の職員が受講可能となるよう、都道府県推薦者の取りまとめに際して十分配慮すること。
 - ・ 都道府県推薦枠（別紙2：昨年度の受講希望者数及び受講決定者数等を参考

から受講者登録を行った者に対して、本講習会の事務局からIDとパスワードを連絡する。

- 講習会①・②はeラーニングシステムによるオンデマンド形式のオンライン研修であり、受講証書は受講を修了した者に対し、eラーニングシステムより電子交付する。
受講の修了には講習会ごとに用意しているテストを受験することが必要である。
- 都道府県は、施設推薦者の所属する全ての施設の長に対し、受講の可否について通知すること。この際、受講者決定に漏れた施設推薦者の所属する施設の長に対しても、その旨確実に通知すること。
- 受講者決定後の取り扱いについては、以下に掲げる事項に特に留意すること。
 - ・ 受講者の変更は、原則として認めないこと（例年、受講者決定後の辞退又は変更が相次いでおり、講習会直前まで受講者が確定しないケースが散見される。）。
 - ・ 止むを得ない事由により、受講決定者より辞退する旨の連絡が事前にあった場合、その旨を速やかに各都道府県から厚生労働省医政局地域医療計画課へ連絡すること。
- 代理受講については一切認めないので、その旨受講決定者に対し周知すること。

<照会先>

厚生労働省医政局地域医療計画課 院内感染対策講習会担当
電話：03-5253-1111（内線 4480）
E-mail：innai-kansen@mhlw.go.jp